事故時の措置に係る届出書

千葉市長 様

氏名(法人にあってはその代表者の 氏名)を記載し、押印することに代え て、本人(法人にあつてはその代表者) が署名することができる。

千葉市花見川区南谷津町 五木田工業株式会社 届出者 取締役社長 五木田 豊太

水質汚濁防止法第14条の2第1項の規定により事故時の状況等について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	五木田工業株式会社						
工場又は事業場の所在地	千葉市花見川区南谷津町 5963						
特定施設等の種類等	65 酸またはアルカリによる表面処理施設						
△ 事 故 の 状 況	別紙のとおり						
△講じた措置	別紙のとおり						
事故処理担当部課名 及び担当責任者氏名 (電話番号)	管理部保安環境課 課長 鈴木 豊 043-***-**						

備考 △印の欄の記載については別紙によることとする。

1 事故の状況

イ 事故の発生日時・発生場所・発生施設等

平成 26 年 10 月 9 日 14 時 20 分 第一工場電気めっきラインめっき槽

ロ 事故により公共用水域に排出され、又は地下浸透した有害物質もしくは油の種類及び量

シアン濃度 70mg/L のめっき液 100L が流出

ハ 事故発生場所から公共用水域に排出され、又は地下浸透したところまでの経路 電気めっき施設→雨水側溝→花見川

ニ 人の健康又は生活環境に係る被害状況

	人		の	健	康	生	活	環	境	備	考
被害状況		な		L		魚 5	00 匹程度	浮上			

ホ 事故の原因

バルブの誤操作

イ 措置の完了年月日

平成 26 年 10 月 9 日 15 時 00 分

ロ 措置の内容

直ちにバルブを閉めるとともに、雨水側溝を閉鎖し、公共用水域への流出を 防止した。

また、流出したシアン溶液の回収を実施した。

ハ 措置の結果

公共用水域への流出は止まり、大部分のシアン溶液は回収した。 しかし約2Lは公共用水域へ流出したものと思われる。

- 二 有害物質もしくは油が流入した公共用水域、又は地下の調査状況(水質その他) 平成 26 年 10 月 10 日雨水排水口付近の河川水を採水し、簡易測定したところ シアンは検出されなかった。
- 3 その他事故の状況、講じた措置等について参考となるべき事項

※添付図書

- 1 事故により公共用水域へ排出された有害物質(もしくは油)の流路を示した地図
- 2 事故発生場所から公共用水域(地下浸透を含む)までの事業場内の流路 (事業場平面図に明示)
- 3 事故発生施設の構造図
- 4 講じた措置の概要を示す図
- 5 下水道法で届出している場合はその写し